

議案第95号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に改め、同表その他の特別職の職員の項を次のように改める。

その他の特別職の職員	行政区公区長	年額	均等割 25,000 戸数割 1戸当たり 800	〃
	選挙長	1回当たりの額	10,700	町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は支給しない。
	選挙長職務代理者	〃	8,900	〃
	選挙立会人	〃	8,900	〃
	開票管理者	〃	10,700	〃
	開票管理者職務代理者	〃	8,900	〃
	開票立会人	〃	8,900	〃
	投票管理者	〃	12,700	〃
	投票管理者職務代理者	〃	10,800	〃
	投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。

	ダム管理主任 技術者	年額	100,000	行政職給料表適 用職員相当額
	英語指導助手	月額	300,000 ただし、所 得税が課税 された場合 は当該所得 税相当額を 加算する。	〃

別表備考中「については、」の次に「ダム管理主任技術者及び」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。